

第9回 草津市市民参加条例検討委員会 議事概要

日 時：平成24年12月10日（月）10：00～11：40

場 所：草津市役所 8階大会議室

開会

1 あいさつ

2 報告事項

(1) 草津市市民参加条例（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

○事務局

資料説明

○委員長

パブリック・コメントの内容とその対応について、ご質問やご感想があれば承りたい。

○F委員

提出意見は2通と少数だが、熱心な方が2人おられたということだけでもありがたい。市の回答に違和感はないが、一点だけ、第13条については、年1回ぐらいの公表では速やかな指導ができないという意見に対して、市の回答は少しずれているように思う。

○事務局

このご意見の趣旨は、年1回の公表だけではなく、審議会の運営方法そのものを改善してはどうかと受け取った。それに対して市の考え方は、いただいた意見を基に審議会の運営の仕方についてはその都度改善していくべきであると述べている。

○委員長

このご意見は、回数もさることながら審議会の運営などに疑問があるときに、それを何とか改善したいという気持ちだろう。ただ、第13条の主語は市長なので、市長が審議会に指導するというのはそもそも論理的におかしいので、条文としては成り立たない。審議会事務局はあるが審議会としてはある程度自立して、委員の皆さんと一緒に運営しているという形なので、市長の指導に従うといったものではない。意見を出した方の思いはよく理解できるが、ここは事務局の対応でいいと思う。

○J委員

第8条第4項について、回答の「審議会等の委員の選任や運営等については別途に規則を定める」とは、来年度改めてということなのか。

○事務局

この規則は今年度定める。条例の施行に合わせて策定中である。

○H委員

第8条第5項、第9条、第10条第3項、この3つを「規則で定める」とした理由は、

○事務局

後ほど資料3で、このご意見を踏まえた条例案を詳しく説明するが、市民参加条例をつ

くるに際して、関係する指針や要綱をすべてまとめて「規則」に一本化すると決めたので、資料 2 のパブリック・コメント用の条例案では「別に定める」としていたものを条例案では「規則で定める」という表現に統一した。

○G委員

パブリック・コメントの意見提出は人数的には少ないが、熱心に見ている方がおられることに感謝している。市の対応についてはほとんど同意できるが、一点だけ、第 8 条第 5 項を削除して第 6 項を修正するということは、第 6 項を第 5 項にするという解釈でよいか。

○事務局

そのとおりである。

○D委員

第 12 条の推進評価委員について、どういう人がどのように選ばれるのか教えてほしい。

○事務局

委員の選任方法については、審議会自体の運営の仕方も具体的に規則で定めていこうと考えているところで、今年度中につくる予定にしているので、しばらく時間を頂戴したい。

○E委員

パブリック・コメントを受けて修正したものが条例案として出ているので、これ以後はさわることはない。規則は行政のほうでやっていただく。こういう理解でよいか。

○事務局

そのとおりである。

(2) 草津市市民参加条例（案）の内容について

○事務局

資料説明

○委員長

市民参加条例案について、ご質問やご感想があれば承りたい。

○H委員

審議会等の公開等を定める第 9 条第 1 項(2)の「非公開情報に該当すると認められている事項」とは、誰が認めることになっているのか。

○事務局

情報公開条例とは別に、審議会の公開については指針の中で非公開情報に該当するものが出ている。そこに入ってなくても、設置される審議会の中で公開してはだめだと判断される場合もある。

○H委員

第 1 項(1)に「法令等に規定されているとき」とあるが、それ以外に何があるのか。

○事務局

会議を公開するかどうかは、条文上は執行機関が判断することになっている。定義を定める第 2 条(2)に挙げられている執行機関の長が、個人情報保護条例や情報公開条例を基準に判断して、公表するものと公表しないものに整理する。

○委員長

個人の氏名とか思想信条に関わることは法令で公開しないことが規定されており、それ以外にも、その他執行機関の裁量で情報を公開しないようにできる規定が情報公開条例等に定められているので、そういうものを指している。

○H委員

その場合は公開されないので誰も評価できないのではないかと。

○委員長

これは会議の公開についての規定であり、評価については、例えば入札が適正に行われているかどうかを検証する入札監視委員会は原則公開だが、各業者の入札価格を審議するときだけ会議を非公開にし、それ以外の入札制度をどうするかといった部分は公開する。そういう使い分けをしている。ここはそのことを規定しているだけである。したがって、こんな情報まで非公開にして審議する必要があるのかということの評価委員会で議論することはあると思う。

○H委員

ここに書かれている「規則」は、この条例と同じ時期に有効であると考えていいのか。

○事務局

そのとおりである。

○D委員

その規則を今知りたい。

○委員長

規則を早く決めて、その情報を提供いただければと思う。

○事務局

ほとんどできているが、法務担当とのすり合せや他情報との調整に時間がかかっている。でき次第情報を提供したい。

○E委員

規則は条例によって違うが、「規則で定める」という表現に統一されているのか。

○事務局

基本的に条例をつくると、その中の詳しい部分を規則で述べ、その下に要綱や指針がつくられる。この市民参加条例は、条例の下に規則を設けてさらに詳しく述べていくというスタイルをとる。

○E委員

市民参加条例のみの規則に当たるのか。

○事務局

市民参加条例に関する規則という名称になる。

○E委員

それは逐条解説にも載せるのか。

○事務局

逐条解説については、資料 2 のパブコメ用の市民参加条例案の「条項のねらい」を詳し

くした内容で逐条解説書をつくる。さらに規則で詳しく述べていく。そのほかに、運用上のガイドライン、マニュアルをつくる。

○E委員

パンフレットも作成するのか。

○事務局

それも作成して、市民に周知していきたい。

○E委員

今日の会議は報告と受け止めている。すでに11月議会に提案されているので、今日意見を述べても何も変わらないと思うが。

○事務局

本日頂戴したご意見は逐条解説書やマニュアルなりガイドラインに反映させていただく。

○委員長

次第にも「報告事項」とあるように、委員の皆さんに感想しかいっていただけないのは心苦しいが、今日の発言は逐条解説等に反映される。

○F委員

できた条例をどう実行していくか、どう市民に知らしめていくかということで、マニュアルやパンフレットを作成されるのなら、こうして何回も会議を重ねる中でたくさんの公募委員がきちんと発言されたこと自体がモデルケースだということをパンフレットの中に何らかの形で反映できないか。

パブリック・コメントの意見にもあったように、自治体基本条例と市民参加条例と協働のまちづくり条例の差異がわかりづらい。委員自身もこの委員会で何回も検討していく中でわかってきた。パンフレットを作成するときには委員から意見を聞くなり、この委員会を有効に使っていただければと思う。

○委員長

条例ができたあともパンフレットや逐条解説書を作成されるプロセスで委員の皆さんのご意見を聞いていただければという建設的なご発言である。各委員にはご協力いただけると思うので、事務局もそのようにお考えいただければと思う。

○H委員

規則でかなり変わるかと思うので、「別途規則を設ける」とするのなら、規則を早めにつくって検討するほうが良いと思う。

○委員長

形式論としては、条例が成立したあとそれに基づいて規則をつくるが、実態としては、条例案と平行して規則等をつくっていくので、規則を早めにつくって、それも踏まえて議論ができればというご提案である。今後のいろいろな条例づくりにおいて市民参加を進めていくうえでの一つの手法上の工夫だと思うので、検討いただければと思う。

本日は、条例案の内容についてパブリック・コメントを中心に、委員の皆さんからご質問とご感想をいただいた。大きな疑問は出なかったと思うので、この条例案が可決成立することを祈る。本日の検討委員会は以上で終了したい。

閉会